

自立支援医療(更生医療) 郵送申請受付についてのご案内

※窓口申請による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため自立支援医療(更生医療)の全ての申請において郵送申請を受け付けることが可能です。申請方法は下記をご覧ください。

1. 申請窓口

各区の社会福祉課

2. 申請方法

各申請手続きに必要なものに記載の書類を申請窓口に郵送

※特定郵便又は簡易書留での郵送を推奨いたします(郵送料は自己負担となります)。

3. 各種手続きに必要な書類

※「申請書」「医師の意見書」「収入申告書」「同意書」の様式は浜松市のホームページよりダウンロード可能です。

	手続きに必要なもの	対応期間
新規	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・医師の意見書 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類(必要な場合)※1 ・収入申告書※2 ・特定疾病療養受給者証の写し※3 ・マイナンバーが確認できる書類及び、身元が確認できる書類	当面の間
市外からの住所 変更(転入)	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・同意書※4 ・収入申告書※2 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類(必要な場合)※5 ・自立支援医療受給者証 ・特定疾病療養受給者証の写し※3 ・マイナンバーが確認できる書類及び、身元が確認できる書類	当面の間
再認定	※令和2年3月1日～令和3年2月28日までに有効期間が満了する方は、再認定申請を行わず、有効期間を1年間延長します。	—
医療機関等の 追加・変更	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・受給者証	当面の間
所得区分の変更	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類 ・収入申告書※2 ・受給者証	当面の間
加入医療保険の 変更	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・健康保険証の写し ・収入申告書※2 ・受給者証	当面の間
住所・氏名等の 変更	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・受給者証	当面の間
再交付(破損等)	・身体障害者手帳の写し ・申請書 ・受給者証(紛失の場合を除く)	当面の間


※1 非課税の場合は年金振込通知書等、収入のわかる書類が必要です。

※2 非課税の方で収入額80万円未満の場合、提出が必要です。

※3 高額長期疾病の特定疾病に該当する医療を受給中の方は必要です。

※4 転入の場合、浜松市が転入前の他市町村から診断書等を取り寄せる必要があるため、取り寄せに同意する同意書を記入の上添付してください。

※5 所得等確認書類として、本年、他市町村から転入された方は市民税・県民税課税証明書を添付してください。(マイナンバーの記入により省略可能)

裏面に続く 

4. 交付について

申請窓口(各区社会福祉)より、郵送いたします。

5. 注意点について

- ①受付日は原則、必要書類が窓口が届いた日とします。指定医療機関の利用に支障がないよう早めの申請と書類の不備がないようご注意のうえ、郵送ください。
- ②申請書類に不備があった場合は、申請区の社会福祉課からご連絡する場合があります。申請書には確実にご連絡が取れる電話番号の記載をお願いいたします。書類の訂正が必要な場合は、お返しする場合がありますのでご了承ください。
- ③急を要する場合など申請者様の状況により窓口での受付が必要な場合がありますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

詳細については、下記までお問い合わせください。

- 郵送申請の手続きに関すること・所得区分の確認等
申請する各区役所社会福祉課

区	電話番号	郵便番号	住所
中区役所社会福祉課	457-2057	〒430-8652	中区元城町103番地の2
東区役所社会福祉課	424-0176	〒435-8686	東区流通元町20番3号
西区役所社会福祉課	597-1159	〒431-0193	西区雄踏町一丁目31番1号
南区役所社会福祉課	425-1485	〒430-0897	南区江之島町600番地の1
北区役所社会福祉課	523-2898	〒431-1395	北区細江町気賀305番地
浜北区役所社会福祉課	585-1697	〒434-8550	浜北区貴布祢3000番地
天竜区役所社会福祉課	922-0024	〒431-3392	天竜区二俣町二俣481番地

- 自立支援医療(精神通院医療)の郵送申請を含む制度に関すること
障害保健福祉課 医療・就労支援G TEL 053-457-2212